



あなたは該当
していませんか？

北海道水資源の保全に関する条例に基づく

「事前届出」

● **どんなときに？**
「水資源保全地域」に指定
されている区域内の、あ
なたが、**所有の土地を売**
ろうとするときなどに届
出が必要となります。

(相続や贈与の場合は不要)



● **いつまでに？**
契約締結日の3か月前まで
に届け出てください。

(契約日や相手方が決まっていない段階
でも届出をしておくことができます。
先ずはご相談ください。)



水資源保全地域内の
土地取引は
事前届出
が必要です

● **だれが？**
手続きは**売り主等**である、
あなたが行います。



● **どこに？**
届出・お問い合わせ先は、
所有の土地が所在してい
る総合振興局・振興局(一
部市町村へ権限移譲)です。

→詳しくは裏面をご参照ください。

北海道総合政策部計画局土地水対策課

水資源保全地域とは？

公共用に使用する水源の取水地点及びその周辺の
区域で水資源の保全のために特に適正な土地利用
の確保を図る必要がある区域を、市町村長の提案
に基づき、知事が指定した区域です。



提供: 倶知安町



提供: 上砂川町

届出の流れ



【持参又は、郵送で提出する場合】 届出書(正本)1部、これをコピーしたもの2部(副本)をご提出ください。
【電子メールで提出する場合】 届出書(1部)を添付して、ご提出ください。
【添付書類】 道路地図、地番図などの土地の位置や形状、付近の様子がわかる図面 (持参・郵送・電子メール共通)

■水資源保全地域を指定している市町村は次のとおりですので、該当する市町村がある場合、所有する土地が指定区域内にある可能性があります。該当の有無をご照会ください。

各振興局	照会先、電話番号 (担当: 地域政策課)	水資源保全地域を指定している市町村
空知総合振興局	0126-20-0030	芦別市 歌志内市 上砂川町 沼田町
石狩振興局	011-204-5815	千歳市 石狩市 当別町
後志総合振興局	0136-23-1341	小樽市 島牧村 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 *倶知安町 共和町 岩内町 泊村 余市町 赤井川村
胆振総合振興局	0143-24-9568	登別市 伊達市 壮瞥町 *厚真町 洞爺湖町 *むかわ町
日高振興局	0146-22-9077	(指定された地域はありません。)
渡島総合振興局	0138-47-9429	函館市 *北斗市 知内町 七飯町 鹿部町 森町
檜山振興局	0139-52-6481	今金町
上川総合振興局	0166-46-5914	旭川市 士別市 名寄市 美瑛町 *上富良野町 中富良野町 占冠村 和寒町 *下川町 美深町
留萌振興局	0164-42-8421	増毛町
宗谷総合振興局	0162-33-2524	*稚内市 *枝幸町
オホーツク総合振興局	0152-41-0620	網走市 斜里町 置戸町 大空町
十勝総合振興局	0155-26-9236	帯広市 鹿追町 新得町 清水町 大樹町 広尾町
釧路総合振興局	0154-43-9143	釧路市 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村
根室振興局	0153-22-2809	別海町 標津町

*印の市町村は、この手続きの事務を道から移譲されていますので、届出書の提出や相談はこちらの市町村にお願いします。

水資源 北海道

検索

届出に使う様式は
こちらから

水資源保全地域内の土地取引行為に係る事前届出制について
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.todokede.html>

